

内部監査の実施状況について

(令和4年3月22日現在)

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
労働局 各課・室 (全11部署)	令和3年9月 1日から同年 10月18日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇の承認について不適切な処理が認められた(3課・室)。 ・ 官用車使用記録と公用外出簿に相違が認められた(1課)。 ・ 超過勤務について不適切な処理が認められた(2室)。 ・ 外部電磁的記録媒体の取扱いについて不十分な点が認められた(2課・室)。 ・ 旅行命令に関する事務に不適切な点が認められた(2課)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 個人情報漏えい防止のための措置を確実にを行うこととする。 ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。
労働基準監督署 (全5署)	令和3年9月 1日から同年 10月18日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇の承認について不適切な処理が認められた(1署)。 ・ 超過勤務について不適切な処理が認められた(2署)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。

<p>公共職業安定所 (全5所)</p>	<p>令和3年9月 1日から同年 10月18日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小切手の廃棄について不適切な処理が認められた。(1所)。 ・ 通勤手当に係る事務について不適切な処理が認められた(1所)。 ・ 公印の取扱について不十分な点が認められた(1所)。 ・ 官用車の使用について不適切な点が認められた(1所)。 ・ 超過勤務について不適切な処理が認められた(1所)。 ・ 外部電磁的記録媒体の取扱いについて不十分な点が認められた(1所)。 ・ 旅行命令に関する事務に不適切な点が認められた(2所)。 ・ 出勤簿の取扱いについて不適切な処理が認められた(1所)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 個人情報漏えい防止のための措置を確実にを行うこととする。 ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。
--------------------------	---------------------------------------	---	--	---